

諸外国の研究公正における 中核的人材制度と 日本への適用可能性

日本医療研究開発機構
研究公正・業務推進部長
松澤 孝明

研究公正政策の2つのフェーズ

研究不正の予防

研究不正の調査・認定・再発防止

○研究倫理**教育**

- ・ e-ラーニングの普及
- ・ 教材開発
- **国際水準化**の問題
- ・ 研究倫理教育責任者

○**相談**

○研究不正の**調査・認定**

- ・ 公平・適切な認定基準
- ・ 調査・認定の資格要件
- ・

○研究公正人材

研究公正中核人材制度

研究倫理教育の要素

- 教材開発(“何”を教えるか?)

各種出版物、e-ラーニングの普及、映像教材の開発、
アプリ教材の開発等

- カリキュラム開発(“どう”教えるか?)

- 人材開発(“誰”が教えるか?)

研究公正中核人材の必要性?!

導入:研究公正中核的人材制度とは

1. 定義

諸外国の研究公正システムにおいては、**制度(政策)**上、各研究機関における**研究公正の中核的役割を果たす人材(職種)の配備**が義務付けられている場合がある。このような人材を「**研究公正中核的人材**」と定義する。

2. 機能等

研究公正中核人材の機能・役割・権限は各国の研究公正システムを反映して、異なる特徴がある。

(← 我が国に導入する場合、どのような制度が適切か?)

研究公正中核人材制度の論点

- 国レベルの研究公正文書・政策や**研究公正システムと密接な関係**がある ← **国の研究公正システムの違い**により、制度の適用性が異なる。
- 国の研究公正政策を**研究機関の現場に普及・定着**を図るための中核的役割を担う
- 研究公正中核人材の研究機関における**役割は、制度のタイプにより異なる**。← 旧来は「管理型」、近年は「相談型」
- 研究公正中核人材制度の**インセンティブは何か？** ← 普及・定着度との関係

主な研究公正中核的人材制度

タイプA： **研究公正オフィサー**（Research Integrity Officer：RIO）

研究機関における研究公正の「**管理・監督者**」
（研究不正を監督する行政官）

タイプB： **研究オンブズマン**

研究機関における研究公正の「**調停者**」
（研究公正を仲裁する尊敬される研究者）

タイプC： **研究公正アドバイザー**

研究機関における研究公正の「**相談者**」
（研究公正に詳しい同僚研究者）

研究公正中核人材制度の3タイプ（一覧）

分類	特徴	代表国
1．研究公正オフィサー （RIO）	研究機関における研究公正プロセスの「管理者/監督者」	米国、フランス
2．研究オンブズマン	研究機関における研究公正に関する独立かつ中立的な「調停者/仲介者」	ドイツ、スイス
3．研究公正アドバイザー	研究機関において研究公正の知識を有するよき同輩としての「相談者/助言者」	オーストラリア、フィンランド

海外調査1：アメリカのRIO制度

- ・ **研究公正オフィサー（RIO）**

連邦政府の規則に基づいて大学・研究機関に設置されており、大学・研究機関が実施する研究不正調査が、法令等に従って適正に研究不正への対応を行っているか等を確認している。

- ・ 近年、RCR（Responsible Conduct of Research:責任ある研究活動）教育、相談受付の研究公正推進の役割も担っている

調査対象：ハーバード大学、ジョージワシントン大学、ジョージタウン大学

研究公正オフィサーの責務（抜粋）

研究公正官(RIO)は、機関が以下を確実にする責任を負う。

- 1) 「責任ある研究行動」「研究訓練」及び「研究・研究訓練に関連した活動」が研究不正を防止し、研究不正の可能性の申し立て、又はその証拠を迅速に扱う研究環境を強化するために、全ての合理的かつ実践的な措置を講じること
- 2) 42 CFR Part 93 で要求される 研究不正の申し立て及び ORI に対する情報報告に対応するためのポリシーと手順を作成すること。
- 3) 書面によるポリシーと手順、および 42 CFR Part 93 の要件に従うこと。
- 4) 42 CFR Part 93 の対象となる機関メンバーに対し、その研究不正行為に関する方針と手続き、およびそれらの方針および手順の遵守に対するコミットメントについて通知する。
- 5) 公衆衛生、連邦資金および設備を保護し、PHS が支援する研究プロセスの完全性を保護するための研究不正行為の過程で適切な暫定的措置を講じる。

<役割>

研究不正（FFP）の調査・認定：

責任ある研究活動（RCR）教育の推進：機関によってRIOの関わり方は異なる

- ・研究公正に関するセミナーを、必要に応じて個別対応の形で提供している
- ・各部局にRCR教育のコースの開講を促すように行動している
- ・RCR教育の担当者と教育の内容について策定、研究不正を取り上げる講義の講師を担当

<期待するスキルや経歴>

研究の経歴：

- ・**研究現場における活動経験**を通して研究現場で起こりうる問題などに関する感性を持てる
- ・**博士号を持つ**ことにより研究者からの信頼に繋がる場合がある
- ・**現場からの信頼**は重要（若手の職員だと現場の研究者と対等にコミュニケーションを取れない可能性がある）

<期待するスキルや経歴 続き>

法領域の経歴：

- ・研究不正の調査・認定プロセスでは、**連邦政府の規則**が深く関わる、規程も裁判での解釈によって変動する等あり、調査の適正な手続きを確保する観点から、法領域におけるバックグラウンドは有用

行動力：

- ・多岐に渡る分野に応じる必要があり、**自分自身の知識の限界を把握**し、必要がある場合はその都度学内の教員などに質問をしていく姿勢が大事。

コミュニケーション能力：

- ・研究不正の調査等において、様々な**関係者の話しを真摯に聞く**ことが求められる
- ・学内の**他部署と綿密に連携**を取ることがあり、様々な役職の人と協働できる資質が求められる
- ・教員の研究をサポートする立場にいるが、時には押し切るように交渉するような姿勢が必要

<RIOに対するトレーニング>

- Office of Research Integrity (ORI) によるブートキャンプ
- Association of Research Integrity Officers (ARIO) におけるトレーニング
- 学内におけるマネジメント能力、リーダーシップ、フォレンジック分析、ケースマネジメント、差し押さえに関するトレーニングなど受講できるケースがある（RIO対象に特化したものではない）
- 学内・学外における、非公式なRIO同士のネットワークを構築、情報共有等によるスキルアップ

<キャリアパス>

- RIOから別の役職に昇進することはある
- 他者からの役職に対する尊敬を感じることがある
（それなりの地位の人が着任することも背景）

海外調査2：ドイツ

・オンブズパーソン（オンブズマン）

・ドイツ研究振興協会（German Research Foundation、以下、DFG）の「学術研究の善き実践の確保への提言」（Safeguarding Good Scientific Practice：DFG提言）に基づき、**大学・研究機関への設置が求められた。**

・研究公正の**相談**、もしくは研究不正の告発に対して告発者、被告発者相方の立場から話を聞き、**紛争解決のため仲裁**等を行っている。

・オンブズパーソンは機関における**高名な教授が選任される場合が多い**。多忙な日々の業務の中で仲裁以外の研究公正推進活動を実施することは難しい場合もある。

・いくつかの機関においては、機関内に**オンブズオフィス**が設置されており、研究不正に関する相談受付や、研究公正に関する教育の取りまとめなどが行われていた。

調査対象：ゲッティンゲン大学、ハノーファー医科大学、フリッツ・リップマン研究所、ドイツ研究オンブズマン、ライプニッツ協会、シャリテ・ベルリン医科大学

<役割>

【**オンブズパーソン**】：主に仲裁の業務を担っている。

【**オンブズオフィス**】：

- ・研究公正の教育の提供
- ・相談受付（相談内容に応じて、相談者の承諾を得てオンブズパーソンに引継）
- ・研究不正調査：研究不正調査のプロセスでは、オンブズパーソンへの支援とプロセスの運営
- ・博士論文のチェック：ランダムに博士論文を選定し、盗用の有無をチェック

<期待するスキルや経歴>

【**オンブズパーソン**】

- ・**学者としてのステータス**：他者に干渉されず、忤度せず、公平な判断により仲裁を行うためには、ある程度のステータスが求められる。
- ・**仲裁に関わるスキル**：例えば、公平性を保ち、双方の言い分をしっかりと聞く

<専門員に対するトレーニング>

- ・ DFGとZWM（Center for Science and Research Management）が主催する「Mediation and Conflict Management for Ombudspersons」コースが提供されている
- ・ 機関にオンブズパーソンが複数人いる場合、オンブズパーソン同士の知見の共有がトレーニングとなる
- ・ 学内におけるマネジメント能力、リーダーシップ、フォレンジック分析、ケースマネジメント、差し押さえに関するトレーニングなど受講できるケースがある（RIO対象に特化したものではない）
- ・ 学内・学外における、非公式なRIO同士のネットワークを構築、情報共有等によるスキルアップ

海外調査3：オーストラリア

- ・ 資金配分機関である国立保健医療研究評議会（National Health and Medical Research Council：NHMRC）、豪州研究会議（Australian Research Council：ARC）と大学連盟であるオーストラリア大学協会（Universities Australia：UA）が共同で豪州規範（The Australian Code for the Responsible Conduct of Research）を策定
- ・ 2018年の改訂で、**研究公正アドバイザー**（Research Integrity Advisor）の設置が要求された。また、**研究公正オフィス**も豪州規範に記載されている。
- ・ **研究公正アドバイザー**には、責任ある研究の推進やアドバイスの提供の役割を担うよう求められている。
- ・ 調査対象（4大学）：モナシュ大学、メルボルン大学、南オーストラリア大学、RMIT大学

<役割>

【研究公正オフィス】

- ・ **研究不正調査**：必要書類の準備や手続きの管理、予備調査の実施
- ・ **研究公正アドバイザーのネットワークの整備**：アドバイザーに対して学内規程/豪州規程などの学規程を周知、アドバイザーに求められる役割の説明、アドバイザーからの質問に対応、ケーススタディの提供
- ・ **研究公正の教育**：オンラインコースの運営、対面式のセミナーやプログラムを直接提供
- ・ **相談受付**：学内の相談の受け付け（対応しうる内容はアドバイザーと異なる）

【研究公正アドバイザー】

- ・ **相談受付**：学生や職員の所属関わらず、研究公正に関する相談の受け付け。対応は、学内外の規程に乗っ取ったアドバイスが求められている。

<役割続き>

【研究公正アドバイザー】

- ・ **研究公正の推進**：（2018年版の豪州規範で「責任ある研究の推進」が追記されているが、実情について、ヒアリングでは把握できなかった）

<期待するスキルや経歴>

【研究公正オフィス】

- ・ **研究活動の経験**：日々の業務で研究公正アドバイザーと会話をするため、研究の経歴は、業務を円滑に進めるためのツールとなる。博士号を持つことで、現場からの信頼が得られるケースがある。
- ・ **実務の能力**：研究活動における管理業務を任せられており、豪州規範に関わる管理業務をこなす事務・サポートの実務能力の資質

【研究公正アドバイザー】

- ・ **責任ある研究の実践**：当事者として実践していることが要件
- ・ **学内外の規定の理解**：豪州規範の他、研究公正とは関連のない学内の規程にも精通していることが求められる（相談内容が学内外の規程とどう関わるのか提示する必要がある）
- ・ **その他**：接しやすい資質を持つべきであるという意見（例：アドバイジングの方法で評判がある）

<専門員に対するトレーニング>

- ・各機関独自の取組に頼っていることが見受けられた。

<キャリアパス>

- ・ 確立されたキャリアパスはヒアリングでは伺えなかった。（アドバイザーの活動は「大学へのサービス」として毎年のパフォーマンス評価に算定できるとの事例があった）

英国の特徴（参考）

- ・英国の研究公正システムでは、国レベルの助言機関として英国研究公正室（UKRIO）が存在するものの、各大学が調査認定の中心である（注1）
- ・国として設置を義務付けられた研究公正上の役職（制度官職）はない。各大学の体制・役職は各大学の判断に任されている（機関官職）

注1：英国の研究公正システムは、オーストラリアやカナダを参考に、国家レベルでの見直しが行われおり、現在、研究資金配分機関UKRIのもとに、研究公正に関する国レベルの調査委員会が設置されることになった。

（参考）グラスゴー大学「研究公正チャンピオン」制度

1) 体制

- ・各カレッジに「研究公正チャンピオン」、その下の学部学科に「研究公正アドバイザー」がいる

2) 機能分担

- ・トラブルの相談窓口
 - ・研究公正の教育機能は担わない（トレーニングは、大学本部、カレッジの仕事）
 - ・大学本部は研究不正調査は行わない（不正調査を行なっていると、学生が気軽に相談に来ない）
- = 「調査と相談の有効な分離」の原則

3) 資質

- ・「高名ではあるが、現場の研究者や学生とあまり距離感がない学者が好ましい」
- ・学内で提供している研究公正トレーニングに参加してもらう。

分析：研究公正人材制度の類型（制度官職）

	RIO	Ombudsman	RIA
代表国	米国	ドイツ	豪州・フィンランド
役職	研究不正対応の責任者	「代理人」の意。研究不正の相談・調停	研究公正の助言・相談
特徴	公式プロセス・ 透明性・正確性	独立性・中立性・ 守秘性・非公式性	研究公正のアドバイス、意思決定に関与せず
調査プロセスとの関係	調査プロセスの適正管理	調査プロセスに関与しない	調査プロセスに関与しない
設置根拠	法律・ガイドライン等に基づき設置が義務付け	ガイドライン等に基づき、経営に指名されるが経営から独立	ガイドライン等に基づき、経営の下部組織として指名
バックグラウンド	法務・行政のバックグラウンド	高名な研究者	一般の研究者
訓練	研究公正局の訓練（ブートキャンプ等）	—	大学、研究公正局の訓練
専門団体	ARIO	国際オンブズマン協会	—

追加調査：諸外国の研究公正中核人材制度の特徴

	米国	フランス	ドイツ	スイス	イギリス	オーストラリア	フィンランド	日本
人材制度	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎
名称	RIO 研究公正官	RIO 研究公正 オフィサー	オンブズマン	オンブズマン/ コミッショナー	チャンピオン/ アドバイザー	RIA 研究公正アドバイザー	RIA 研究公正アドバイザー	研究倫理教育責任者
規定整備	○	○	×	×	×	×	×	△
教育	△	○	△	△	×	○	○	◎
相談	△	△	○	○オンブズマン	◎	◎	◎	△
調停	×	×	◎	◎オンブズマン	×	×	×	×
調査/ 認定	◎	◎	×	◎コミッショナー	×	×	×	×

(注1) 米国、ドイツ、オーストラリア、フランス、イギリスは「研究公正における指導的専門員の育成方法に関する調査」の調査対象国

(注2) ◎：主要な業務、○：担当業務、△：担当することもある業務、－：情報なし/調査中 出典：筆者作成

まとめ：研究公正中核人材制度

- 諸外国には研究公正制度の**中核となる制度官職**が法令やガイドラインにより定められ、各大学等に配備されている。
- 各国が整備する制度官職を類型化すると、**研究公正官（RIO）、研究オンブズマン、研究公正アドバイザー**等、いくつかのタイプに分類されるが、その**役割・権能、機能するフェーズ等は異なっている**。
- 初期に誕生したRIOは、「**研究公正の管理**」に着目した制度であるのに対し、近年の「研究公正アドバイザー」などは研究公正の「**事前相談**」に**力点**が置かれている。
- いかなる制度官職が**機能する**かは、**各国の研究公正システムの違いにもよる**。
- 日本でも、我が国のシステムに**適した中核人材制度を構築し、研究公正の普及・促進に務めることが必要**である。（日本の場合、研究公正システムに照らして研究公正アドバイザー制度が適合性があるのではないか）

ご清聴ありがとうございました。